

総社市告示第13号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、当該所得に児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しないものとし、<u>その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、同等の所得水準にあるものとする。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(支給申請)</p> <p>第7条 給付金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公募等によって確認することができる場合は、添付書</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、当該所得に児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(支給申請)</p> <p>第7条 給付金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公募等によって確認することができる場合は、添付書</p>

改正後	改正前
<p>類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次に掲げるいずれかの書類</u></p> <p>ア <u>当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し</u></p> <p>イ <u>当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童のうち受給希望者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p>ウ <u>当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合は、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>

改正後	改正前

附 則
この告示は、令和7年4月1日から施行する。